◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平口委員長　次に、階猛君。

○階委員　国民民主党の階猛です。

先ほどの源馬委員の袴田事件に関する問題意識、私も大変重要な指摘だと思いますし、過去に私は、この袴田事件の再審開始決定が静岡地裁で行われた段階で、再審手続、おかしいんじゃないか、法の不備があるんじゃないかということをこの委員会でも指摘させていただきました。

当時の記録を振り返ってみますと、再審手続については、四百四十五条に事実の取調べを行うんだということは書いておりますけれども、その具体的な方法とか、どれぐらいの期間で行うかといったことについては全く触れられていませんで、このことは、再審の請求の審理が長引くことにつながったり、当該死刑囚にとって、あるいは被害者にとってもよくないことではないかということで見直しを求めました。検討してほしいと言いましたけれども、一切それがなされないまま、また今回、このような決定に至っているということであります。

四年たってようやく出てきた、今度は再審開始決定を取り消すという決定なんですが、その決定自体も私はいろいろ問題があるかと思いますが、ここでは、その再審開始決定の取消しと同時になされた刑の執行の停止、死刑の執行の停止、この判断について法的な根拠があるかどうかということについて、裁判所に尋ねたいと思います。

そこで、お尋ねします。

資料をお配りしていますけれども、私、この中で三つのことを言いたいと思います。

お配りしているのは、決定文の一番最後のところで「第六　刑の執行停止の裁判に関する判断」というくだりがございます。

まず一点目なんですが、この第六の七、八行目のところを見ますと、「再審請求を棄却する旨の決定をしたとしても、」原決定である「再審開始決定の効力が確定的に失われるわけではなく、」というくだりがございます。その法的根拠は何なのかということが一点目。

そして二点目は、その下二、三行目ぐらいに、「もっとも、再審請求事件が抗告審に係属することに伴い、当該抗告裁判所は、原裁判所のした刑の執行停止の裁判の変更・取消しをする権限をも併有する」ということになっていますが、その根拠は何なのか。

ちなみに、この袴田事件では、まさにこの刑の執行停止については、別の異議申立てによって既に棄却という結論が出ております。にもかかわらず、再度、この裁判所が審理して決定をしているということはどういう法的根拠に基づくのか。これが二つ目です。

そして最後、三つ目ですが、このページの一番下のところ、「再審開始決定の取消決定に伴い原裁判所のした刑の執行停止決定をも職権により取り消すか否かは、」その後いろいろ書いていますが、次のページの二行目、「抗告裁判所の合理的な裁量権に委ねられている」というふうに書いておりますが、そもそも刑訴法四百四十八条二項という条文がありまして、これは第六の見出しのすぐ下に書いています。「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。」というのが四百四十八条二項で、再審開始の決定をしたときは刑の執行を停止することができるということであれば、反対解釈として、自然に考えれば、再審開始決定が取り消されたら刑の執行の停止も取り消されなくてはいけないのではないかというふうに思えるわけであります。

以上三つについて、私は法的な根拠が乏しいのではないかと思うんですが、もし法的な根拠があるというのであれば、何法の何条なのか、これをお答えいただけますか。

○安東最高裁判所長官代理者　お答え申し上げます。

お尋ねのございました三点でございますが、いずれも判断の前例等が乏しく、最高裁判所の事務当局から御紹介できるような確立した運用等もない問題に関するところでございまして、個々の事件においてそれぞれの裁判体が検討し判断すべき事項、そのように考えられるところでございます。

したがいまして、恐縮でございますが、最高裁判所の事務当局としましては、お尋ねの三点についてお答えをすることは差し控えさせていただきたい、そのように存じます。

○階委員　条文上の根拠は見当たらないということでよろしいですか。

○安東最高裁判所長官代理者　お答え申し上げます。

個別の裁判に対する所見の表明を差し控えることはもちろん……（階委員「個別じゃない、一般論で聞いています」と呼ぶ）はい。もちろんでございますが、今の一般論としましても、先ほど申し上げたような理由から、事務当局で何らかのお答えをするということになりますと、個別の事件における裁判体の判断に影響を及ぼすことがあるということで危惧されるところでございます。

ですので、お答えを差し控えさせていただいたということで、文字どおり、何らの評価も示していないということでございます。

○階委員　裁判所は、法と証拠に基づいて判断をして、そして法の支配を貫徹するのが職責だと思いますけれども、その根拠となる法文を示せない。いいんですか、それで。それでよろしいんですか、最高裁。

○安東最高裁判所長官代理者　お答え申し上げます。

重ねてのお答えということで恐縮でございます。

一般論としてというお尋ねでございましたが、お尋ねの件については、前例に乏しく、確立した運用等もございません。仮に確立した運用あるいは確立した判例等ございましたら御紹介するということはできるわけでございますが、先ほどのような問題について事務当局が何らかのお答えをいたしますと、個別事件の裁判体の判断に影響を及ぼすことがある。そういうことがあってはならないという考えから、お答えを差し控えさせていただきたいということでございます。

○階委員　条文上の根拠があるかないかということを聞いているんですから、端的に答えてください。

条文上の根拠がなければ、立法府として法の不備は手当てしなくちゃいけないから聞いているんですよ。立法府に対する説明責任がありますよ。答えてください。

○安東最高裁判所長官代理者　お答え申し上げます。

先ほども申し上げたとおりでございますが、個別の事件の裁判体が判断すべき事項であるというふうに考えておりますので、事務当局として所見を述べることは差し控えさせていただきたい、そのように存じます。

○階委員　今、個別の裁判体が決すべきことだというお話ということは、裁判所の構成によって判断が分かれるということなわけですよ。これこそまさに、法の支配ではなくて、人の支配ではないですか。これで本当に司法権と言えるんでしょうか。私はおかしいと思います。

そもそも、今回の決定の趣旨なんですが、先ほども言いましたとおり、再審開始決定は取り消しつつ、袴田さんの死刑と拘置の執行停止は継続している。非常にわかりづらい。とともに、そんたくすれば、恐らく過去に裁判所が行った判決を誤判と認めたくない、他方で、もう高齢で健康状態も思わしくない袴田さんを再び死刑囚として収監すれば、裁判所が世論から批判を浴びるだろうということで、こうしたことを配慮して、玉虫色の判決、人の支配の判決が、決定が出たのではないかというふうに私は捉えております。きょうの答弁を聞いて、ますますその意を強くしました。

そこで、大臣にお尋ねします。

今やりとりしてわかるとおり、個々の裁判所に委ねられて人の生き死に、死刑かどうかが決定してしまうということは、私はあってはならないことだと思います。

そもそも、憲法三十一条、デュープロセスという条文があります。何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、その他の刑罰を科せられないということであります。

この観点からしても、今、再審手続に関する刑訴法の規定は、先ほどの源馬委員の指摘にもありました、余りにも不備であるということで、直ちにこの点については法的な手当て、法改正を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○上川国務大臣　今回の委員の御質問の内容につきましては、まさに現在再審請求中の事件についての判断、裁判所の判断内容にかかわるものというところに密接に、前提をしているということでございますので、法改正を要するか否かにつきま

して、法務大臣として所見を述べるということにつきましては差し控えさせていただきたいと思います。

○階委員　では、質問をかえますけれども、現行法上、再審に関する規定は、さっき言った四百四十五条の事実の取調べというのがありますけれども、その内容については全く触れられていないとか、あるいは、今回問題になった四百四十八条二項、「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。」と定められているんだけれども、それが、再審開始の決定が取り消された場合どうなるのかといったようなことについても明文の規定がなくて、先ほどの最高裁判所の答弁によれば、個々の裁判体が決すべきことだと言っています。

こういった状況に鑑みて、刑訴法に不備があるとはお考えではないでしょうか。

○山下（貴）大臣政務官　法律事項でございますのでお答えいたしますが、先ほど最高裁からもお話がありましたように、これは個々の事件において各裁判体が検討し判断すべき事項であるということになりますと、これらを前提に法務省が見解をお答えするということは、個々の事件について、裁判所の判断内容について、それにかかわってコメントするということになります。

これを前提として、法改正を要するか否かについて法務省として所見を述べるということは差し控えさせていただきたいということを御理解いただきたいと思います。

○階委員　山下政務官の今の答弁は、個々の裁判所が判断すべきであるということを前提とした答弁でしたが、そもそも、個々の裁判所が判断すること自体が誤りではないかというのが私の問題意識なんですよ。ですから、答えにはなっていないと思います。

○山下（貴）大臣政務官　今の答弁につきましては、いずれにしても、東京高裁の判断ということを前提にした、そこからの問いでございます。そして、裁判所の法的判断につきましての見解ということでございまして、そうしたことからしますと、それらについて法務省として所見を述べるということは差し控えさせていただきたいという答弁でございます。

○階委員　法務省の問題意識の欠如には驚かされるわけですけれども、袴田さんにとりましては、そもそも、長年にわたって冤罪を主張してきて、ようやく再審開始の決定がおりたと思ったら、四年たって、何だかよくわからない証拠の判断がされて、そしてまた再審開始決定が取り消されて、これからまた死刑の執行という恐怖におびえなくちゃいけないということでもあります。今は執行停止になっていますけれども、これからの動向次第では死刑執行もあり得るということですから、そういう人の生き死にかかわることについては、やはり憲法三十一条、デュープロセス条項に基づいて法的な手当ては必要ではないかということを強く申し上げたいと思います。

その上で、もう時間も残り少なくなってきましたけれども、法案について。

先回から私も主張しておるんですが、この委員会での答弁によりますと、遺言書保管法についてなんですが、平成三十二年以降に、登記簿と戸籍簿を連携させて、遺言者の死後速やかに関係者に遺言の存在を通知するシステムを構築する予定であるかのような答弁がありました。他方で、この法律の施行は、附則において、公布から二年以内というふうになっています。二年というとちょうど平成三十二年ごろということになるわけですけれども、私は、先般来申し上げているとおり、この遺言者の死後速やかに関係者に遺言の存在を通知するシステムを早く稼働させることがトラブル防止に役立つのではないかということで、大臣にお伺いしたいんですが、そのシステムは、この法律の施行前に稼働させるべきではないか、この点についてはどうでしょうか。大臣、お願いします。

○上川国務大臣　委員御指摘をいただきました、遺言書の保管所に遺言書が保管されているわけでありますが、その遺言者が死亡したときに、法務局から速やかに遺言書の相続人や、また受遺者等に対しまして遺言書が保管されている旨を通知する仕組み、これを実現するということについては極めて重要であるというふうに考えております。

そして、そのような通知の仕組みを実現するために最も確実な方法につきましては、戸籍等により遺言者の死亡の事実を把握をし、法務局が速やかに通知を行うこと等を考えております。

そこで、平成三十二年以降、可及的速やかに戸籍等と電子的な手段により連携するシステムを構築することにより、速やかな通知を可能にするということについて目指してまいりたいというふう

に考えております。

○階委員　今の答弁は既に聞いたことなので、問題は、この法律が施行する前に今おっしゃったシステムを稼働すれば、法律施行後、遺言書を保管した人も安心できると思うんですね。自分が亡くなったら関係者に全部通知が行くからということで安心できると思うんです。だからこそ、この施行の時期というのは大事なんですね、システムの稼働の時期との関係で。

　私は、システムの方を施行前に稼働させるべきではないかということを提案しているわけですけれども、この点について、大臣、ぜひそのようにしてほしいんですが、いかがでしょうか。

○上川国務大臣　委員御指摘の大変重要な御指摘については私も大変重く受けとめておりまして、制度そのものがしっかりと運用することができるようにしていくための環境整備、施策については万全を期してまいりたいというふうに考えております。

　システムの設計等に係ることでございます。さまざまな要素もございまして、三十二年以降ということで今考えているところでございますが、できるだけ速やかに実施できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○階委員　ぜひそこはお願いしたいと思います。

　そこで、仮にですけれども、システムの稼働が施行に間に合わなかった場合のことについても私から提案したいんですが、その場合にどういうリスクがあるかというと、遺言書が保管されていたということを知らないで、相続人がその遺言書と異なる遺産分割を行ってしまう、そして、それに基づいて不動産登記を申請してしまう、こういうリスクが考えられるわけです。

　そういったときに、遺言書と全く違うような登記がなされることを避けるために、本法の施行後は、法務局は、遺産分割の登記の申請が来たら、申請者に、その被相続人、遺言した、遺言する資格のある人、被相続人が遺言したかどうかというのは把握できているわけですから、遺産分割の登記の申請が来たら、常にそこは法務局の方で確認して、トラブルを防ぐために遺言書の存否を知らせるのがいいんじゃないか、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○山下（貴）大臣政務官　お答えいたします。

　確かに、そういった登記の申請者に知らせる仕組みというのは重要かと思いますけれども、一方で、登記の対象となる不動産の所在地がどこにあるのかということにもまたよってまいりますし、また、その登記の仕組み等、これは登記官が行うわけでございますけれども、今回の遺言、自筆証書遺言を管理する管理者というのが必ずしもシステム上まだリンクしていないということを考えますと、まさに平成三十二年以降、可及的速やかにシステムを構築することを目指してはおるんですけれども、その前にやるというのはなかなか困難が伴いますということでございます。

○階委員　まず、不動産について、遺産分割、登記をしようとする場合には、誰が被相続人かということがわかります。そして、その被相続人が所有権を持っているということもわかります。なので、遺産分割の登記の申請を受け付けた法務局は、その被相続人が遺言書を保管しているかどうか、これは簡単に確認できることだと思います。そんな難しい話じゃないと思うので、これぐらいはやってもいいんじゃないですかというのが私の提案なんですけれども、大臣、最後、あればお願いします。

○上川国務大臣　今回の制度そのものが実質的に国民にとって非常に大事な役割を果たすためには、さまざまな、連結も含めまして工夫が必要であるというふうに思っております。万全を期して、施行日までの間、この対応につきましては、今委員御指摘のようなことも含めまして検討してしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○階委員　二点御提案申し上げました。よろしくお願いいたします。